

障害者の雇用に関する要綱（昭和56年3月30日決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨に基づき、障害者の雇用の促進、適性な雇用の管理及び障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等を図るための障害特性に配慮した必要な措置等を行うため、障害者の雇用に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条に規定する身体障害者、知的障害者及び精神障害者をいう。
- 二 主務部長 会計管理者及び埼玉県部設置条例（昭和28年埼玉県条例第1号）に基づく部の長をいう。
- 三 所属長 埼玉県行政組織規則（昭和42年埼玉県規則第1号）に基づく本庁の課及びセンター並びに地域機関の長並びに労働委員会事務局及び収用委員会事務局の長をいう。

（目標雇用率）

第3条 障害者の雇用の促進等に関する法律第40条に基づく、任免に関する状況の通報における実雇用率の目標は3パーセントとする。

（障害者雇用推進者）

第4条 障害者の雇用の促進等に関する法律第78条第1項に基づく、障害者雇用推進者は、総務部長をもって充てる。

（採用職種等）

第5条 各年度における障害者の採用職種ごとの採用数は、別に定める。

- 2 総務部長は、前項の採用職種及び採用職種ごとの採用数の決定に当たっては、あらかじめ主務部長と協議するものとする。

（採用方法等）

第6条 障害者の採用は、競争試験又は選考（公開によるものを含む。）によるものとし、当該採用者は、常勤又は非常勤の職に任用するものとする。

（適職の開拓）

第7条 主務部長は、障害者の採用を円滑に行うため、障害者の適職の開拓に努めるものとする。

- 2 総務部長は、主務部長が前項の適職の開拓を行う場合において、必要があると認めるときは、必要な調整又は協力をするものとする。

（人事配置等の一般的基準）

第8条 障害者の配置に当たっては、障害者の障害の種類、障害の程度、適性、能力、意向、通勤事情等を十分考慮するものとする。

- 2 障害者の配置換えの期間は、前項に定める要件を考慮するほか、障害者の従事する職務を勘案して決定するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、障害者の配置換え及び昇任、昇格等の基準については、健常者の例により行うものとする。

(職場適応支援、職業能力の開発及び向上)

第9条 所属長は、障害者が配置された場合は、当該障害者が速やかに職場に適応できるよう支援するとともに、当該障害者の職業能力の開発及び向上に努めるものとする。

(職場環境等の改善)

第10条 主務部長及び所属長は、障害者の配置に当たっては、当該障害者が勤務しやすいような職場環境等の整備及び改善に努めるものとする。

2 主務部長は、前項の規定する職場環境等の整備及び改善のために必要があると認めるときは、企画財政部長又は、総務部長に協議し、所要の措置を講ずるものとする。

(障害者相談担当員の設置)

第11条 所属長は、障害者が配置された場合は、所属職員のうちから障害者相談担当員を選任するものとする。

2 障害者相談担当員は、所属長の指揮監督を受けて、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- 一 障害者の適性に応じた業務処理の助言に関すること。
- 二 障害者の障害に応じた施設設備の改善等職場環境の整備に関すること。
- 三 障害者の職場適応能力の向上に関すること。

(健康管理)

第12条 所属長は、障害者の身体的状況を的確に把握するとともに、当該障害者の健康管理に常に留意するものとする。

(障害者の健康状況等の報告)

第13条 主務部長並びに労働委員会事務局及び収用委員会事務局の長は、毎年11月1日現在における障害者の健康状況等について、障害者健康状況等報告書を11月末日までに総務部長に提出するものとする。

(補 則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、障害者の雇用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和元年9月6日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。